

地方独立行政法人東京都立病院機構役員報酬規程（案）

（目的）

第1条 この規則は、地方独立行政法人東京都立病院機構の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（役員の給与）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、報酬及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

（常勤役員の報酬）

第3条 常勤の役員の報酬は、年俸とする。

2 常勤の役員の年俸の号給表は、次のとおりとする。

東京都立病院機構 役員年俸号給表

号 給	年 俸 額
1	12,900,000
2	13,100,000
3	13,300,000
4	14,200,000
5	15,300,000
6	16,500,000
7	18,000,000
8	19,400,000
9	20,200,000
10	21,000,000
11	21,650,000
12	22,300,000

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴及び法人の業績等を勘案し、理事長が決定する。

4 前項の年俸は、その者の業務実績及び地方独立行政法人東京都立病院機構の事業実績に応じ、第2項の規定による年俸額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

- 5 東京都の職員が、法人の要請に応じて、引き続いて法人の役員となる場合の報酬は、東京都の職員として在職した場合における給与に準じて定めることができる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は、年俸額を12回に分け例月支給する。ただし、年度の途中において第3条第4項により年俸額を増額又は減額した場合、その支給方法について理事長が別に定めることができる。

- 2 その他の支給方法については、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程（以下「病院職員給与規程」という。）による。

- 3 東京都の職員が、法人の要請に応じて、引き続いて法人の役員となる場合の報酬の支給方法は、東京都の職員として在職した場合における給与の支給方法に準じて定めることができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は、常勤の役員にあつては、職員給与規程第7条の例に、非常勤の役員にあつては、病院職員給与規程第6条の例に準じる。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第26条又は病院職員給与規程第10条の例に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

理事 常勤理事との均衡を考慮し理事長が別に定める額

監事 日額 50,000 円

- 2 前項に定めるもののほか必要な非常勤役員手当については、理事長が別に定める。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。